令和８年（フ）第３７２号
埼玉県吉川市高富二丁目９番地４　ゼルコーバアベニュー206号
債務者　祝田　大地
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川原　祐介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月６日午前11時20分
5　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第１８１６号
横浜市保土ケ谷区仏向町1037番地18　ベイルーム星川203号
債務者　谷口　哲明
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯島奈津子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月２日午前10時40分
5　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３９２７号
大阪府東大阪市新庄３丁目11番15号　鴻池クレスト　301
債務者　田代　麗
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金子　哲也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月９日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２３１号
熊本市中央区国府３丁目27番26号　Ａ―302
債務者　関部以津子
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩下　芳乃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月27日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３４３号
熊本市西区中島町2151番地３
債務者　木下　麻衣
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙石　雅之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月27日午後３時
5　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３７８号
熊本県宇土市松山町2099番地37
債務者　三浦　有美
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　雅人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月27日午後３時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第８１０号
京都市北区紫野宮東町10番地３　ルモン紫野202号室
債務者　井上　瑞穂
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　翔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月11日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第３１８号
宮崎県児湯郡川南町大字平田1390番地６　平木借家　５号、前住所神奈川県足柄下郡箱根町二ノ平1297番地　Ｂ＆Ｂパンシオン箱根3105
債務者　金内　もも（旧姓黒木）
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩澤　千洋
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３２８号
宮崎県児湯郡川南町大字川南21223番地
債務者　松浦　文仁
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　康朗
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３１７号
宮崎市大工２丁目144番地１　リージングマンションⅠ―206号
債務者　濵砂　博俊
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長友　慶徳
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３２３号
宮崎市大字恒久5643番地７、前住所宮崎市下北方町常磐元1010番地１　ルミエール神宮Ⅱ棟203号
債務者　松浦　瑞紀
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺島　二三夫
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和７年（フ）第５５５６号
大阪市平野区西脇２丁目５番１―505号、前住所大阪市平野区背戸口２丁目６番11号　シエル・ブラン601
債務者　石川　康太
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石橋　駿一
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５７９６号
大阪府交野市幾野１丁目34番10号
債務者　藤上　正吾
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加茂　和也
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８９号
大阪府八尾市二俣１丁目98番地の１　メゾンドールヤマヒデ参番館1302号、前住所大阪府八尾市二俣１丁目224番地
債務者　中井　誠
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山越　勇輝
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３２０５号
大阪市住之江区安立４丁目14番12―206号
債務者　萬代　麻衣
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上めぐみ
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３４４５号
大阪市西区川口４丁目２番17―305号
債務者　伊藤　直人
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　孝岡　裕介
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５９４号
大阪府箕面市小野原東６丁目７番10号
債務者　アドーニワンこと　畠村　正宏
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村　新平
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８８１号
大阪府東大阪市御厨栄町１丁目２番４―1103号、前住所大阪府東大阪市小若江３丁目３番６号、（事業所所在地）大阪府東大阪市小若江２―３―８
債務者　小橋接骨院こと　小橋　秀行
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西　祐亮
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部